

要 望 書

本会定期総会において当面する緊急課題と重要事項について、次のとおり決議いたしましたので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

令和7年2月

本県関係国会議員 宛

福 島 県 町 村 会
会 長 宮 田 秀 利

目 次

1. 町村自治の確立について	1
2. 町村財政基盤の確立について	3
3. 人口減少時代における地方の声が国政に反映できる 選挙制度への見直しについて	9
4. 防災・減災、国土強靱化対策について	10
5. 地方創生とデジタル社会のさらなる推進について	12
6. 脱炭素社会の実現と再生可能エネルギーの積極的な活用について	17
7. 所有者不明土地対策及び空き家対策の推進等について	19
8. JR只見線を活用した地域振興と市町村の負担軽減について	21
9. 地域公共交通の維持・確保について	22
10. 地域医療の確保について	24
11. 持続可能な医療保険制度の構築について	27
12. 介護保険制度の充実について	29
13. 少子化対策とこども・子育て政策の推進について	31
14. 地域経済の再生・回復に向けた総合経済対策等について	34
15. 農業・農村対策の推進について	36
16. 森林・林業対策の推進について	42
17. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の 財源確保等について	45
18. 道路整備について	46
19. 高速自動車国道等の整備促進について	48
1. 常磐自動車道の早期全線4車線化	
2. 磐越自動車道の早期全線4車線化	
3. 東北中央自動車道アクセス道路の整備促進	
20. 地域高規格道路の整備促進について	49
1. 「会津縦貫南道路」の整備促進	
2. (仮称)水戸・郡山広域都市圏連絡道路の整備	
3. (仮称)あぶくま横断道路の整備	
21. 一般国道の整備促進について	51
1. 一般国道4号の整備促進	
2. 一般国道113号の整備促進	
3. 一般国道118号の整備促進	
4. 一般国道252号の整備促進	
5. 一般国道289号の整備促進	
6. 一般国道294号の整備促進	
7. 一般国道399号の整備促進	
8. 一般国道400号の整備促進	
9. 一般国道401号の整備促進	
10. 一般国道459号の整備促進	
11. 国道の除草	
22. 伊達崎橋及び伊達橋の早期復旧について	54
23. 河川改修事業の整備促進について	55
24. 教育施策等の推進について	57

1 町村自治の確立について

町村は、長い歴史が育んできた独自の文化を守りながら食料の安定供給や水源の涵養、地球温暖化対策に資する森林の整備・保全等国民生活にとって重要な役割を担い続けてきた。

しかしながら、本格的な人口減少社会の到来に加え、過疎化、少子高齢化の著しい進行や地域産業の衰退等町村を取り巻く環境は依然として厳しく、懸命な努力をしているところである。

については、町村がこれまで果たしてきた役割を十分認識し、分権型社会を構築するため、次の事項について強く要望する。

1. 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。
2. 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。
3. 国が制度の創設・拡充等を行うにあたっては、全国一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。特に、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守し、既存の計画についても統廃合等の見直しを進めるとともに、関連する計画等の一体的な策定や上位計画への統合など、地方公共団体の判断による計画体系の最適化を実効性のあるものにする。さらに、町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うとともに、調査・照会（一斉調査）システムについては町村の意見を踏まえた仕様の改善を行うこと。
4. 補助金や交付金の申請手続きについて、簡素化や様式の統一化をさらに推進するなど、町村の事務負担の軽減を図ること。また、住民等への給付金等の支給事務のように、やむを得ず地方公共団体の自治事務として実施する場合には、地方公共団体の過大な負担とならないよう、早期にスケジュールや支給対象、支給方法について明示するなど、地方の意見を十分に踏まえた制度設計とすること。

5. 地方分権改革における「提案募集方式」について、地方からの提案を可能な限り反映すること。
なお、移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。
6. 国の地方公共団体に対する補充的な指示については、地方自治の本旨に則り、目的達成のために必要最小限度の範囲とするとともに、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、権限行使の際には事前に地方公共団体と協議・調整を行う運用とすること。
7. 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。
8. 国土の中に多様な地域の姿に見合った多彩な町村が存在することこそ、我が国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿であることから、町村等小規模自治体の自主性を損なうことなく、将来にわたり希望をもって地域経営を行うことができる地方行政体制を構築すること。
また、広域連携は本来自主的に行うべきものであることから、強制しないこと。
9. 地域間格差を一層拡大させ、市町村合併が前提で住民自治が埋没する懸念がある道州制は絶対に導入しないこと。

2 町村財政基盤の確立について

現在、我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、地方を挙げて積極的に取り組んでいく必要がある。

さらに、こども・子育て政策や防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策、脱炭素化など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大している。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の小さい安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的な確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

については、町村の置かれている現状とその重要性を十分認識のうえ、次の事項について強く要望する。

1. 町村税源の充実強化

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることから、次によりその充実強化を図ること。

- (1) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- (2) 地方税は地域偏在性の小さい税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。
- (3) 個人住民税は、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、そのあり方の検討にあたっては、充実強化を図ることを基本とすること。

その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格を有することや応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。

また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。

- (4) いわゆる「103万円の壁」について、今後、さらなる見直しが行われる場合には、地方財政への影響分について、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、国の責任において代替となる財源を適切に確保すること。
- (5) 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。
- (6) 土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、商業地等に係る負担調整措置の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めること。
- (7) 土地の税負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から引き続き検討し、所要の見直しを行うこと。特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。
- (8) 電気・ガス供給業に対する法人事業税は、その税収の一定割合が市町村へ交付され、貴重な財源となっていることから現行の収入金額課税方式を堅持すること。
- (9) 道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業を確実に実施していくためには、社会インフラ財源の確保が極めて重要であることから、自動車関係諸税のあり方について中長期的な視点に立って検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。
- (10) ゴルフ場利用税（交付金）は、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応し、地域振興を図るうえでも不可欠な財源であり、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえないことから、現行制度を断固堅持すること。
- (11) 全国の町村が地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用を一層促進するため、引き続き健全な運用に向けた取組を進めること。
- (12) 入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

2. 地方交付税の充実確保等

- (1) 町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 令和7年度以降の地方一般財源総額については、町村が行財政運営を安定的に行えるよう、令和6年度地方財政計画を下回らない水準を確保すること。
- (3) 臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、その廃止や地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。
- (4) 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」は不可欠であることから、堅持すること。
- (5) 過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部にとどまっているため、全額復元に取り組むこと。
- (6) 「地方創生推進費」に係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域や財政力の弱い町村が、人口減少の克服、地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。
- (7) 交付税特会借入金の償還については、償還計画のとおり確実に払い、財政健全化に努めること。
- (8) 地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税の算定需要の見直しを行う場合には、過疎、山村、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映し、個別町村の行財政運営に支障をきたすことのないようにすること。
- (9) 行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことや、中山間地域等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、基準財政需要額の算定には、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障が生じることのないよう十分配慮すること。

- (10) 業務改革の取組等の成果が地方財政計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要があるとの議論については、地方の努力により行政コストを下げた分、地方の財源が減少することになれば、地方自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。
- (11) 近年、野生鳥獣による農林業被害や森林の公益的機能の低下に伴う土砂・倒木流出などが見られ、町村ではこれら状況に対応した取り組みを行っていることから、地方交付税における基準財政需要額に森林面積を測定単位として算入する「森林・林業行政費」を新設するなど、所要の財政措置を講じるとともに「林道延長」を補正要素に加えること。特に、森林面積を算入する際には、歴史的経緯等を踏まえ、国有林を含めた算定基準とすること。
- (12) 地方公務員の給与関係経費については、国家公務員の給与等の取扱いを踏まえると大幅な増額が見込まれるため、必要な地方財政措置を講じること。
- (13) 会計年度任用職員制度の平年度化に伴う給与及び手当支給のための財源措置については、引き続き必要な財源を確保すること。
- (14) 町村が安定的に行政サービスを提供できる体制を維持するため、地方公務員の定年引き上げ期間中についても、一定の新規採用職員の継続的な確保が図られるよう、必要な地方財政措置を講じること。
- (15) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」（「地方交付税交付金」は「地方共有税調整金」）に変更すること。
- (16) 地方交付税（地方共有税）は、国の一般会計を經由せず地方交付税（地方共有税）特別会計に直接繰り入れること。

3. 地方債の充実

- (1) 財政基盤の脆弱な過疎町村などが地域経済の確立、生活基盤の確保、教育環境の整備、環境共生社会づくりへの積極的な対応や地域力の強化に取り組むため、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の総枠を拡大し、必要額を確保すること。

- (2) 持続可能な地域社会の形成に必要な不可欠なガソリンスタンドやスーパーマーケットなどの生活インフラに関して、民間事業者の撤退により、過疎町村が住民生活の維持安定のための環境整備として、公設民営で整備・運営する必要性が生じた場合には、財政基盤が特に弱い過疎町村の財政負担が軽減されるよう、施設の整備に必要な経費についても過疎債の適用とするなど、必要な財政措置を講じること。
- (3) 町村が、防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策及び地域活性化への取組等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保するとともに、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利な公的資金を安定的に確保すること。
- (4) 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業を拡充するとともに、財政措置を充実強化すること。
- (5) 累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、交付税措置率の引き上げ等、万全の財源措置を講じること。
- (6) 「緊急浚渫推進事業債」については、河川の氾濫による浸水被害等を防止するため、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、十分な財源を確保すること。
- (7) 町村が防災・減災対策に関する取組等を計画的に推進できるよう、令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」の恒久化を図るとともに、十分な財源を確保すること。

4. 国の制度改正等に伴うシステム改修等への支援

- (1) 町村では、国による新たな制度・施策の導入など制度改正に伴い、コンピューターのシステム改修などを余儀なくされ、多額の費用を負担しなければならないことから、国においては現状を十分認識するとともに、制度改正等に伴う改修費用等は全額国が財政措置すること。
また、電算システムの開発等の費用を抑え、システムの信頼性を高めるため、制度改正の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること。
- (2) 町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて、町村の理解を得ながら進めること。
また、全ての町村が基幹税務システムの標準化の取組を円滑に行えるよう、専門人材の確保に関する支援や財政的支援を講じること。

5. 地方公営企業会計の適用に伴う支援

地方公営企業会計の適用に伴い、財政基盤の脆弱な簡易水道事業及び下水道事業においては、会計処理に係る人件費やシステム利用料など費用負担の増が強く懸念されていることから、3年間とされるランニングコストへの財政的支援の延長など、さらなる支援拡充を図ること。

3 人口減少時代における地方の声が国政に 反映できる選挙制度への見直しについて

我が国全体が人口減少に向かう中で、東京一極集中の弊害と地方の疲弊がますます深刻化し、我が国の持続可能性の追求に大きく影を落とす中で、国会議員を選出するための選挙制度の見直しによりこれ以上地方の声が国政に届かなくなることに、強い危機感を持つものである。

我々町村は、少ない人口ながら4割におよぶ広い国土を懸命に守り育み、伝統文化の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源涵養、国土の保全、災害危機対応など、国民生活にとって欠くことのできない極めて重要な役割を担い続けている。

については、憲法との関係を含め様々な困難な課題の整理は必要であるが、これからの時代の「この国のあり方」を見据え、人口減少時代における地方の声が国政に反映できる選挙制度への見直しを図られるよう強く要望する。

4 防災・減災、国土強靱化対策について

近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、人的・物的に甚大な被害が発生するとともに、産業や観光業等に多大な影響が生じており、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限にとどめるため、大地震や台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

については、次の事項について強く要望する。

1. 「災害対策基本法」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、頻発化する豪雨・大型台風等の風水害、広域化・激甚化する自然災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。

2. 国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、国土強靱化基本法を踏まえ、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

3. 大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギーの供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。

4. 災害時の拠点としての機能と安全性の確保が求められている役場庁舎の整備に対する十分な財政措置を講じること。

特に、緊急防災・減災事業債については、役場庁舎の建て替えにあわせて整備する災害対応に係る施設を幅広く対象にするなど、より弾力的で柔軟な制度運用を図ること。

また、災害時に避難所として使用される体育館等における耐震化、空調設備の設置、非常用電源の整備や災害対応の中核的役割を担う役場庁舎の耐震化に対する財政支援を強化すること。

5. 町村では技術系職員の不足により、老朽化したインフラの点検・改修等に支障が生じる懸念があることから、国や県による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。

6. ハザードマップの作成及び更新等には多額の費用や長期にわたる作成期間を要することから、ハザードマップの作成等に対する財政的・技術的支援の拡充を図ること。

5 地方創生とデジタル社会のさらなる推進について

町村は、人口減少、過疎化、少子高齢化が急速に進行する中で、自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に向け、住民等と一体となって地方創生の取り組みを進めてきた。

町村が進める地方創生の取り組みは、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会づくりの基礎であり、活力ある国づくりの基軸となるものである。

今後、こうした取り組みをデジタルの力を活用し、さらに発展させることで、地方への移住・定住、田園回帰の本格化といった新たな価値観を一層定着させていくことが求められている。

しかしながら、日本全体として人口減少時代を迎え、東京一極集中に歯止めがかからない状況においては、それぞれの地方自治体の努力だけで改善を図ることはもはや困難であり、人口減少問題の大きな要因となっている少子化への対応や、東京一極集中の是正に向け、国は抜本的な対策を速やかに講じる必要がある。

については、地域の実情に応じた、創意と工夫による魅力あるまちづくりを引き続き実現していくとともに、誰一人取り残さないデジタル社会の構築と住民の便利で豊かな暮らしを確保するため、次の事項について強く要望する。

1. 地方創生の推進

(1) 「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」などの取組を検証し、東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。

特に、地域内において生業が可能となる産業の振興に国を挙げて強力に取り組むこと。

また、都市と地方の所得格差の是正を図るとともに、関係人口の創出など都市と農山漁村が共生する取組に対する支援を行うこと。

(2) 東京一極集中の是正と自律・分散型国土構造の構築は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用、感染症拡大リスクの低減等の観点から重要な課題であることから、政府機能の移転や企業の本社機能移転をさらに積極的に支援すること。

(3) 新しい地方経済・生活環境創生交付金については、地方が総合戦略等に基づく様々な取り組みを進めていけるよう、安定的かつ長期的な財政支援とし、所要額を確保したうえで採択要件の緩和や対象経費等の拡大など、より弾力的で柔軟な制度運用を図ること。

また、デジタルの力によらない従来の地方創生の取り組みについても、引き続き積極的に支援すること。

- (4) 地域での活躍が今後も期待される地域おこし協力隊制度について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、地域の伝統産業等や伝統技術・伝統文化の存続・継承など切実な地域課題解決にも一層貢献できるよう、さらなる制度の充実を図ること。
- (5) 地方への移住・定住や二地域居住等の地方への人の流れを大きくかつスムーズにするため、転居・転校等の移動に伴う各種手続きをワンストップ化するとともに、兼業・副業を促進するなど、デジタル技術を活用しながら多様な人材が地域で暮らし活躍できるよう、町村に対し積極的な支援を行うこと。
- (6) 地方への移住・定住を希望する国民のニーズを捉え、情報提供体制の充実や農林漁業の後継者を含む雇用の増大などの対策強化、医療や教育の充実等による生活環境の整備及び福祉の向上などの総合的な施策を講じることにより、田園回帰の流れをより一層加速させること。
- (7) 地域づくりや地域の活性化に重要な役割を担うことが期待されている「関係人口」拡大へさらなる支援拡充を行うとともに、二地域居住、サテライトオフィス、ワーケーション等を一層積極的に促進すること。
- (8) 地域課題の解決に向けた取組を行うため、地域運営組織を設立・運営する場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。
また、地域運営組織の活動の活発化や、法人化した場合に必要となる人材の育成・確保について、各地域運営組織の実情に応じた支援を行うこと。
- (9) 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく事業について、相談体制の整備や制度についての周知を徹底し、事業協同組合を円滑に設立・運営できるよう支援すること。
- (10) 地方創生の進展にデジタル社会の推進は重要な役割を果たすことから、条件不利地域を抱える町村において、遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等多様な分野における取り組みに対する財政支援や人的・技術的支援を拡充すること。
また、町村が行う光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を継続すること。

2. デジタル化施策の推進

(1) 行政のデジタル化等

- ① 町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進にあたっては、財政規模が小さく自主財源の乏しい町村にとって、財政負担が大きな課題となっていることから、積極的な財政支援を行うこと。

- ② 専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた人的支援をさらに充実させること。

また、国等における研修をさらに充実するとともに、eラーニング等も活用した教育カリキュラムや履修内容の体系化やDXソリューションを体験できるコンテンツの整備等により、町村の人材育成を支援すること。

- ③ 町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、早期に的確な情報提供を行うとともに、町村の意見を十分に踏まえた住民並びに自治体職員が真に利用しやすいシステムを構築すること。

また、各町村においてシステムの整備状況等は様々であり、進捗状況も異なることから、移行期限を含め柔軟な対応を行うとともに、経費等に関する相談体制を充実するなど、円滑な移行に向けた支援を強化すること。

- ④ ガバメントクラウドの構築にあたっては、システムのオープン化などにより導入経費を極力抑制するとともに、自治体における実装経費に対し、十分な財源措置を講じること。

- ⑤ 情報システムの更改に係る費用、クラウド化を行う際のデータ移行に係る費用のほか、システムの移行に係る新たな経費、影響を受けるシステムの改修費等、関連する経費については、国の責任において確実に措置すること。

特に、システム移行を支援するデジタル基盤改革支援補助金については、上限額が必要額に達していない町村もあることから、必要な額を把握し、国の責任において確実に措置すること。

- ⑥ ガバメントクラウドへの移行により、現行よりもコストが上昇することのないよう、ガバメントクラウド接続に係る経費、通信回線費等関連する経費について、十分な財政支援を行うこと。

特に、ガバメントクラウドの利用料については、可能な限り低額に設定するとともに、長期契約割引や大口割引等による費用低減効果が十分に発揮されるまで、全額国負担とするなど対策を講じること。

また、ガバメントクラウド以外のクラウド環境を利用する町村に対しても、十分な財政支援を行うこと。

- ⑦ 条件不利地域を含めたすべての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含むすべての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、デジタルディバイド対策などを講じるとともに、町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業の実施に要する経費については、財源の乏しい町村の実情や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

- ⑧ マイナンバーカードの取得率をさらに向上させるため、カードの利活用の機会を増やすなど、住民がカード取得によるメリットを実感しやすい施策を展開すること。
- ⑨ マイナンバーカードに関する事務を担う町村の負担が過大とならないよう、申請や更新に係る手続及び事務の簡素化を図るとともに、令和7年度以降、電子証明書の有効期限の到来による更新手続きの増加が想定されることから、システムの安全稼働等万全の対策を講じること。
- また、マイナンバーカード交付事務費補助金の財源措置を拡充すること。
- ⑩ マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けて、国民の制度への理解促進に向けた取組の強化等により、安心してサービスを利用できる環境を整えること。
- ⑪ マイナポータルによるオンライン行政手続きの拡充を図るとともに、自治体がオンライン行政手続きを開始する際に発生するシステム改修費用に対し、財源不足とならないよう支援措置を講じること。
- また、社会的弱者を含むすべての住民が分かりやすく使いやすいものに変更するとともに、オンライン行政手続きの開設状況も自治体ごとに異なる取り組みとなっていることから、住民誰もがどこからでも同一の手続きを行えるよう全国一律のサービスとすること。
- ⑫ マイナンバー制度の運用にあたっては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において万全の措置を行うこと。
- 特に、地方公共団体情報システム機構が運営する自治体中間サーバー・プラットフォームに係る町村の財政負担について、万全な地方財政措置を講じるとともに、次期システムの設計・構築、移行経費に対しても国の責任において全額措置すること。
- ⑬ マイナンバーを活用した情報連携を円滑に実施するため、技術的及び財政的に十分な支援を行うこと。
- ⑭ 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加については、その趣旨や内容等を国の責任において国民に対し十分に周知するとともに、町村が行う具体的な作業内容を早期に示すこと。
- また、事前の準備も含めた必要な経費については、全て国が負担するなど、適切な措置を講じること。
- ⑮ 町村において、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、その方針に基づく措置を実施する必要があることから、国は、早期に指針を示すとともに、万全の技術的・人的・財政的支援を講じること。
- ⑯ 自治体が独自に取り組むデジタル変革の取り組みについて、デジタル変革の過程における実証並びに課題解決や住民サービス向上に資する取り組みに対しても幅広い支援を講じるとともに、金融や医療分野等における積極的な規制緩和を推進し、自治体のデジタル変革を支援すること。

- (2) デジタル行財政改革における国・地方デジタル共通基盤の整備・運用
- ① 新たに共通化すべき業務、システムの候補の選定にあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、反映させること。
 - ② 新たに共通化すべき業務システムの検討にあたっては、既存の業務・システムと新たな業務により導入するシステムを分けて検討すること。その際、20業務の標準準拠システムへの移行に対する十分な検証を行ったうえで検討すること。
 - ③ 町村においては、システム化により事務量やコストが増加する場合もあり得ることから、それぞれの実情に合わせて導入の是非を判断できるよう、自治体の規模に応じたコスト削減の効果や業務負担の軽減、費用対効果等を明確に示すこと。
 - ④ 既に広域的な取組を行い、一定の成果を得ている場合には、その取組を尊重すること。
 - ⑤ 新たなシステムの導入にあたっては、国の責任において確実に財源を確保するとともに、構築費用等の初期費用のみならず、ランニングコストや更新費用についても十分に検証し、財政力の弱い町村も積極的に参加できるような仕組みを構築すること。
- (3) 情報通信基盤の整備促進等
- ① 条件不利地域等において、町村が実施する光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、運営や維持・更新について必要な支援を行うこと。
 - ② 中山間地域等不採算地域において、光ファイバや携帯電話の基地局等の整備・維持管理を行う事業者への財政支援を拡充するとともに、公設光ファイバ等の民間移行を推進する観点から、公設設備の譲渡を受ける事業者への財政支援についても拡充を行うこと。
 - ③ 不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための交付金制度については、設備等の拡充・更新に係る費用と維持管理に係る費用の双方を支援の対象とすること。
 - ④ ローカル5Gについては、町村においても利活用のニーズが予測されることから、普及促進に努めること。
 - ⑤ 町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

6 脱炭素社会の実現と再生可能エネルギーの積極的な活用について

地球温暖化に伴う気候変動への対応や脱炭素社会の実現に向け、パリ協定や持続可能な開発目標（SDGs）を達成するため、世界的に様々な取り組みが進められている中で、国内においても、国民生活の安定向上と経済社会の持続的発展を推進するためには、エネルギーの安定供給確保が不可欠であることから、エネルギー供給源の多様化やエネルギー自給率の向上を図る必要がある。

特に、当県には、太陽光、バイオマス、風力、地熱等の再生可能エネルギー資源が豊富に存在しており、地域産業との連携や地産地消の取り組み等による地域振興への効果が期待されているが、系統設備の増強をはじめ、導入費用等への対策が大きな課題となっている。

については、再生可能エネルギーによる地域振興を推進するため、次の事項について強く要望する。

1. 脱炭素社会の推進

- (1) 豊富な天然資源を有する農山漁村は、再生可能エネルギーの宝庫であり、農山漁村の持つポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進し、脱炭素社会の実現とともに持続可能な農山漁村地域の発展に向けた対策を講じること。
- (2) 地域の脱炭素化に向けた取組を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）も活用し、町村への大規模かつ安定的な財政措置を実施すること。特に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組むすべての町村を支援できる十分な財源を継続的、安定的に確保すること。
- (3) 公共施設等のZEB化や省エネルギー改修などを推進するため、令和7年度までとなっている脱炭素化推進事業債の事業期間を延長すること。

2. 再生可能エネルギーの積極的な活用

- (1) 固定価格買取制度の運用にあたっては、地域の実情等を十分に考慮し、安定的・持続的な事業運営が確保されるよう配慮すること。

- (2) 再生可能エネルギーの積極的な利用を図るため、発電設備等の整備に対する助成の拡大を図ること。
- (3) 北本連系設備や新たな海底直流送電ケーブルなど、北海道と本州を結ぶ送電線のさらなる増強について、事業の計画的な推進を図るとともに、発電施設の分散設置が可能となる送電網等の電力基盤の強化を図ること。
- (4) 既存系統の最大限の活用に資する蓄電池の整備を図ること。
- (5) 当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）を活用した世界最大の水素イノベーション拠点の創出や水素社会実証地域モデル形成等への十分な支援を行うこと。
また、燃料電池自動車の普及を図るため、水素ステーションの設置を促進するとともに、購入の補助率を引き上げること。

7 所有者不明土地対策及び空き家対策の推進等について

土地所有を取り巻く状況は、人口減少社会における土地利用の担い手の減少や利用意向の低下等を背景に管理不全の土地が増加しており、管理不全の土地は周囲に悪影響を及ぼしているが、所有権を持つ土地所有者以外がその悪影響を除去することは、大きな困難を伴うものであることから、土地利用を阻害する要因を解消し、適切な利用・管理を促進することが強く求められている。

また、適切な管理が行われていない空き家等は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進することが強く求められている。

については、次の事項について強く要望する。

1. 所有者不明土地対策の推進

- (1) 所有者不明土地の発生を予防する仕組みのさらなる充実を図るとともに、所有者不明となった土地の管理責任の所在等について、引き続き検討を行うこと。
- (2) 土地基本方針に基づく個別施策の推進にあたっては、町村は土地に関する専門的な職員が少なく、財政的・人的にも対応が困難であることや地域の実態を踏まえ、新たな計画の策定や役割について、一律に義務付けを行わないこと。

2. 空き家対策の推進

- (1) 町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、福祉関連情報の活用、緊急安全措置（即時強制）の規定整備、借地上にある空き家対策等について積極的に検討を行うこと。
- (2) 移住・定住の環境整備をはじめ地方創生の観点からも空き家の有効活用は重要であることから、新しい地方経済・生活環境創生交付金等により、積極的に支援を行うこと。
- (3) 空き家対策は、所有者不明土地対策とも密接に関係するため、一体的に検討を行うこと。

3. 地籍調査の円滑な実施

町村が地籍調査を円滑に実施できるよう、必要な予算を十分に確保すること。

また、リモートセンシングデータの活用など新手法の導入に対し、技術的・財政的支援の充実強化を図ること。

8 JR只見線を活用した地域振興と市町村の負担軽減について

平成23年新潟・福島豪雨により被災したJR只見線は、令和4年10月に全線運転再開となり、多くの観光客で連日賑わいを見せ、新型コロナウイルス感染症が5類に移行してからは、国内のみならず台湾や東南アジアの国々をはじめとする海外からの観光客が増加している。

現在、県や沿線の市町村は、様々な取り組みを行いながら只見線と沿線市町村の魅力を積極的にPRしており、JR只見線は生活路線としてのみならず、重要な観光路線として真の「地方創生路線」、さらに全国の類似路線の先駆けとなるよう、会津地域全域にわたるJR只見線を核とした地域振興事業の推進や持続可能な運営体制を維持すべく努力している。

しかしながら、地元市町村にとって上下分離方式による運営経費負担は重く、かつ長期にわたることから、財政に及ぼす影響は今後さらに厳しくなることが懸念されている。

については、会津そして福島県のシンボルであるJR只見線を活用した地域振興と安定した運行がなされるよう、次の事項について強く要望する。

1. 第2期只見線利活用計画に基づき只見線を「地域資源」として活用し、真の「地方創生路線」となるよう、発展的な地域振興に向けた支援を行うこと。
2. 上下分離方式により地元自治体が負担する運営経費に対する財政支援措置を講じること。

9 地域公共交通の維持・確保について

令和4年7月、JR東日本は利用が特に少ない線区の経営情報を開示するとともに、持続可能な交通体系について建設的な議論を行いたい旨を示した。

さらに、地域公共交通の再編に関する協議会が法定化され、関係自治体においては、利用密度が低いとされている線区の維持・継続について、強い危機感を持っている。

鉄道網は、地域公共交通ネットワークの基幹であるとともに、国土強靱化や地方創生、カーボンニュートラルの推進などの観点から、将来にわたって維持していくべき重要な社会インフラである。

については、鉄道事業者が公共交通機関としての役割を将来にわたり果たしていくため、また、地域公共交通の維持・確保に向け、次の事項について強く要望する。

1. 鉄道は沿線の町村にとって重要な地域公共交通であることから、地域鉄道を維持するための補助経費や利用促進・活用を推進する取り組みに対し、十分な支援を行うこと。
2. 地域の鉄道のあり方について協議する際は、関係自治体の意見を十分反映するとともに、個別の路線の役割やあり方を議論するなど、広範かつ丁寧な説明・検討を行うこと。
3. 中山間地域、過疎等の条件不利地域をはじめ、町村における通学者・高齢者等住民の足の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくために不可欠であることから、地域公共交通等生活交通ネットワークの確保・維持のため、さらなる積極的な施策を講じること。

4. 町村において、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等は地域公共交通として欠かすことのできないものとなっていることから、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組を支援するとともに、財政措置の充実強化を図るよう、国に対し強く働きかけること。

また、自家用車活用事業（ライドシェア）の実施を希望する地域に対し、円滑な導入に向けた支援措置を講じること。

5. 地域公共交通確保維持事業費の補助要件となる地域公共交通計画の策定に対し、十分な支援措置を講じること。

10 地域医療の確保について

町村における医師及び医療従事者の不足はきわめて深刻な状況にあり、地域医療の確保はもとより、高齢化社会に伴う医療・福祉・保健対策を進めるうえからも、次の事項について強く要望する。

1. 医療提供体制の充実強化

- (1) 医療施設の震災対策、水害対策等を早急に進めるとともに、老朽化による建て替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること。特に、災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に行うこと。
- (2) 医師確保対策のさらなる推進のため、地域医療を担う医師の養成と地域への定着に向けた方策を講じること。
また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。
- (3) 地方における医師不足が深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。
- (4) 中山間地域等のへき地における医療を確保するため、へき地等で総合的な医療を提供する医師の養成・確保を図るとともに、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保等により、地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進すること。
- (5) 看護師、助産師、保健師、栄養士、薬剤師等専門職の養成・確保を図るとともに、就労環境の整備を促進し、偏在の解消と地域への定着を実現すること。
- (6) 医師の働き方改革による救急医療の縮小や大学病院等からの医師派遣の引き揚げ等により、地域医療の崩壊を招くことがないよう、地域医療の実態を踏まえて取り組むとともに、必要な支援を行うこと。

2. 自治体病院等への支援

- (1) 不採算部門を抱える自治体病院に対し、地域医療を確保し経営の安定化を図るため、一層の財政支援措置を講じるとともに、病院事業に係る財政支援措置を見直す場合には、自治体病院の運営に支障をきたすことのないよう、十分配慮すること。
- (2) 医師標欠及び看護職員の配置基準に係る診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み、緩和措置等を拡充すること。
- (3) 医療介護総合確保方針に基づいて都道府県が事業を実施するにあたっては、民間事業者の参入が少ない中山間地域等では公的な医療機関が地域医療を担っている現状を踏まえ、基金の配分に十分配慮すること。
- (4) 外国人患者による医療機関での未収金の発生予防や解消に向け、適切な措置や支援を講じること。

3. 救急医療・周産期医療の体制整備

小児救急をはじめとする救急医療体制及び周産期医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講じること。

4. 在宅医療等の推進

- (1) 市町村が地域包括ケアシステムを構築する際には、在宅医療と介護の連携強化を推進するため、必要な支援を講じること。
- (2) 在宅医療・訪問看護を推進するための基盤整備を進めるとともに、人材の養成・確保を図ること。

5. がん検診の推進

がん検診の推進にあたっては、対象年齢の拡大とともに、必要な財政措置を講じること。

6. 感染症対策の充実強化等

- (1) 医療資源が限られた町村における医療提供体制を確保するため、医療従事者の派遣や病床確保等、国・都道府県の連携による広域的な支援体制を充実強化すること。
- (2) 新型コロナウイルスのワクチン接種については、住民の自己負担額が過大となることで接種控えが生じないように、引き続き接種費用の助成を継続すること。

- (3) おたふくかぜ、帯状疱疹等の有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じたうえで、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。
- (4) 第2期の定期接種において、不活化ポリオワクチンを定期接種の対象とするとともに、2種混合ワクチンの代わりに百日せきワクチンを含む3種混合ワクチンを接種可能とすること。
- (5) 風しんに関する追加的対策については、町村が混乱なく円滑に事業を遂行できるよう、必要な対策を講じること。
- (6) 新たな感染症の危機に備えるため、国において万全な対策を講じるとともに、新たな感染症対策に係る経費等については、国の責任において全面的な支援を行うこと。

7. 後期高齢者に対する健診の充実

市町村における住民健診は、一般的に身体測定や血液検査などの健康診査を基本として集団健診を行っているが、病気の早期発見・早期治療のためには、より精度の高い腹部エコー、胃カメラ、脳のMRI検査などを行う医療機関の施設で実施する人間ドックが望ましいと考えられる。

については、市町村が多くの後期高齢者に人間ドックを受ける機会を提供することができるよう、人間ドック費用に対する財政支援を講じること。

11 持続可能な医療保険制度の構築について

安定的で将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築するため、次の事項について強く要望する。

1. 医療保険制度の一本化の実現

国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。

2. 国民健康保険の安定運営の確保

- (1) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。
- (2) 「保険者努力支援制度」の評価指標等の見直しにあたっては、実施状況とそのインセンティブ効果について十分な検証を行うこと。
また、都道府県分と市町村分の公費の配分について、それぞれの担う役割や制度の趣旨を踏まえた検討を引き続き行うこと。
- (3) 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を引き続き堅持すること。
- (4) 都道府県と市町村の役割分担や各種制度の見直し等により、システムの更改等が必要となる場合には、準備期間に十分配慮し、その経費を国の責任で全額措置すること。
また、市町村事務処理標準システムへの移行の推進にあたっては、新システムの導入経緯に鑑み、財政及び運用の両面について、万全の支援を講じること。
- (5) 国保総合システムの開発や運用にあたっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任で必要な財政措置を講じること。
- (6) 国民の健康確保・増進に向けた保健医療データの利活用を推進するにあたっては、保険者や国民に対し、丁寧な情報提供を行うとともに、運用に係る経費は、国の責任で全額措置すること。

- (7) 保険料軽減判定所得の算定方法等の見直しを行う場合は、市町村の理解が得られるよう丁寧な説明を行うとともに、標準システムの導入状況等も踏まえ、事務負担及び財政負担に十分配慮すること。
- (8) こどもに係る均等割保険料（税）の軽減措置については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大すること。
- (9) 重度心身障害者やひとり親家庭等への医療費助成に対する国民健康保険の減額調整措置については、全て廃止すること。
- (10) オンライン資格確認等システムの機能追加等にあたっては、保険者・被保険者の理解が得られるよう、丁寧な情報提供を行うとともに、関係者間の費用負担のあり方について、保険者と十分協議すること。
- (11) マイナンバーカードと健康保険証の一体化にあたっては、健康保険証の廃止に伴い発生する追加的な事務に対して、財政措置を含めた必要な支援を講じること。
また、住民が混乱なく安心して保険診療を受けることができるよう、国の責任において国民及び医療機関等に対し丁寧な説明及び広報の周知徹底を図るとともに、守られるべき保険診療の機会が損なわれることのないよう、十分な対策を行うこと。
- (12) 国保における外国人被保険者の資格の適正化に向け、適切な措置を講じること。
- (13) 高額薬剤の保険適用や医療技術の進展による高額医療費の増加が保険料（税）の引上げにつながらないように、必要な財政支援を講じるとともに、高額医療費負担金の見直しの検討にあたっては、個々の市町村の国保財政への影響を丁寧に把握しながら慎重に行うこと。
- (14) 生活保護受給者に対する医療の給付については、今後とも生活保護制度において国が責任を果たすこと。

3. 後期高齢者医療制度の安定運営の確保等

- (1) 全世代型社会保障制度改革を進めるにあたっては、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営ができるよう、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充するとともに、被保険者である高齢者にとって過度な負担とならないよう、財政安定化基金を保険料の増加抑制のために活用できる仕組みとして恒久化し、制度の安定化を図ること。
- (2) 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を安定的かつ継続して取り組むことができるよう、事業実施にかかる費用について全額措置するとともに、財政支援の恒久化を図ること。
また、事業の中心を担う医療専門職（保健師等）を確保するための支援を行うこと。

12 介護保険制度の充実について

介護保険制度は、国民の間に定着している一方で、利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費もまた急速に増大している状況にある。

超高齢社会を迎える中、利用者が安心してサービスを受け続けられるようにするためには、制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題である。

については、次の事項について強く要望する。

1. 持続可能な介護保険制度の確立等

- (1) 高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じていることから、公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化を図ること。
- (2) 介護給付費の増加による被保険者の保険料のさらなる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため国は責任をもって財源を確保するとともに、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

2. 財政運営の充実

- (1) 現行の国庫負担割合（居宅給付費の25%、施設等給付費の20%）については確実に国が負担し、調整交付金は別枠とすること。
- (2) 介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金制度の運用にあたっては、特に次の事項に留意すること。
 - ① 「介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の前提となる指標を用いた取組の評価については、中山間地域等に所在する保険者に不公平が生じることのないよう配慮すること。特に、令和2年度から、第1号被保険者規模別（5区分）に交付金の配分を行う仕組みが導入されたが、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人口規模を考慮するなど、区分の見直しを行うこと。
 - ② 保険者のある取組の実施状況が他の取組による得点を打ち消すこととなるため、今後とも指標の配点においてマイナス点（減点）は設定しないこと。

- ③ 評価指標の設定にあたっては、保険者における評価や報告に係る事務負担に十分配慮すること。
 - ④ 保険者の取組の「見える化」の一環として市町村の得点獲得状況が一般公表されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障をきたさないよう、最大限配慮すること
- (3) 財政安定化基金にかかる財源は、国及び都道府県において負担すること。

3. 利用者負担の軽減等

- (1) 低所得者に対する施設住居費等の軽減策は、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (2) 医療療養病床から介護医療院への移行による、被保険者の保険料負担増の総額を軽減するため、適切な財政措置を講じること。

4. 基盤整備等

- (1) 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配分とすること。
- (2) 「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保等により、介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。
また、中山間地域等においてもサービス提供事業者等による居宅サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じること。
- (3) 介護情報基盤の整備を進めるにあたっては、整備の進捗状況によって自治体の介護運営に差が出ないように十分に配慮して進め、小規模な町村であっても円滑に実施できるような支援を講じるとともに、必要な財源を確実に確保すること。

5. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業費の上限設定については、町村が必要とする事業を円滑に実施できるよう、上限を超える場合に行う国との協議において、町村の実情に応じた柔軟な対応を図るとともに、上限設定方法について適切な見直しを行うこと。

6. 制度見直し等

介護保険制度の見直しにあたっては、町村における準備と周知に十分な期間を確保できるようにするとともに、速やかな情報提供に努めること。

13 少子化対策とこども・子育て政策の推進について

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。地域における若者・子育て世代の雇用の安定と所得の増加を図り、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進し、こども産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現する必要がある。

そのため、「未来への投資」としてこども・子育て政策を強化するとともに、国、地方自治体、事業者、地域社会等が連携して、こども・子育てに係る社会全体の構造と意識を変えていくことが求められている。少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない最重要課題であり、あらゆる政策を総動員して少子化傾向を反転させなくてはならない。

については、次の事項について強く要望する。

1. こども・子育て政策の強化

- (1) すべての町村が積極的にこども・子育て支援に取り組むことができるよう、国の責任において制度の拡充・見直しを行うとともに、地方負担が生じる場合に税財源の確保を行うこと。
- (2) 自治体の財政力等によって、こども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、全国一律に実施すべき総合的な施策については、国の責任と財源において必要な措置を講じたうえで実施すること。
- (3) 若者・子育て世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備を目的とした地域少子化対策重点推進交付金の拡充や、市町村が地域の実情に応じて実施する取組に対するさらなる財政支援等の充実を図ること。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、各種支援制度を拡充強化すること。

2. 「こども未来戦略」の着実な実行

- (1) 「こども未来戦略」に示されたこども・子育て政策の強化に係る各種施策の具体的な制度設計にあたっては、地域の実情に即した施策を実現するため、現場を担う市町村の意見を十分反映させること。

- (2) 「こども・子育て支援加速化プラン」に示された児童手当の拡充のような全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含め国の責任において確実に確保すること。
- (3) 「こども誰でも通園制度」の実施にあたっては、モデル事業の実施状況を踏まえるとともに、人材確保に地域間格差が生じないように、条件不利地域の処遇のあり方の見直しを行うなど、地域の実情に合わせて円滑に実施できる制度設計とすること。
- (4) こども・子育て政策の強化に向けては、地方と国が車の両輪となって取り組むことが重要であり、市町村が行うサービスの提供についても、地域の実情に応じた創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保及び充実を図ること。
- (5) 学校給食の無償化については、給食実施状況の違いや法整備も含めた課題の整理を丁寧に行い、財源を含め具体的方策を検討すること。

3. 「こどもまんなか実行計画」に基づく施策の推進

「こどもまんなか実行計画」に基づく具体的な施策を推進する際は、地域間格差が生じないように地域の実情等を踏まえ、実施主体となる市町村に対し人的支援、財政支援など必要な支援を行うこと。

4. こども医療費助成事業

こども医療費助成事業については、自治体の財政力によって格差が生じないように、全国統一的な制度として無料化を実施すること。

5. 子ども・子育て支援新制度

- (1) 町村が地域の実情に応じ、すべてのこどもに対するサービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」を拡充強化すること。
- (2) 地域における保育サービスを持続的に提供できるよう、保育士の養成や処遇改善の充実など、一層の人材確保に取り組むこと。
- (3) 放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など、対策の充実・強化を図ること。

6. すべてのこども・子育て世帯、妊産婦等への包括的な支援

すべてのこども・子育て世帯と妊産婦等に、市町村が切れ目のない包括的な支援を提供できるよう、妊産婦等包括相談支援事業や産後ケア事業等について、必要な財政支援等を行うとともに、適切な措置を講じること。

7. 医療的ケア児受入体制整備に係る支援

医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児の受入れ体制整備に係る補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。

また、特別な配慮を要するこどもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置や補助制度を拡充すること。

8. 児童虐待の防止

児童虐待防止のため「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、市町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。

9. 困難を抱えるこども・子育て世帯の支援

生まれ育った家庭状況にかかわらず、こどもたちが自立する力を伸ばすことのできる機会を提供することが重要な課題であることから、地域における包括的な支援体制の構築に対し支援を行うこと。

また、経済的基盤の弱い子育て世帯が増加していることから、対象となる保護者に対し、生活支援、就労支援及び経済的支援等について必要な措置を講じること。

10. 不妊治療への支援制度の拡充等

不妊治療について、こどもを望む夫婦の希望が叶えられるよう保険適用範囲の拡充等を図るとともに、独自の支援を行う地方自治体への財政支援を行うこと。

14 地域経済の再生・回復に向けた 総合経済対策等について

国際情勢の悪化や急激な円安等に伴う物価の上昇によって、地域経済は疲弊し、深刻な状況が続いている。

については、地域経済の再生・回復と国民の安全・安心な暮らしを実現するため、次の事項について強く要望する。

1. 地域経済の回復・再生に向け、総合経済対策を着実に実施するとともに、これまでの地域商工業者に対する金融、税制、各種補助事業等を継続し、その拡充を図ること。

また、中小企業における賃上げを推進するため、国において有効な対策を講じること。

2. 事業継承・引継ぎの促進と円滑化のため、事業承継税制や補助金等による支援をはじめ、事業承継・引継ぎ支援センターによるニーズの掘り起こしやマッチング等幅広い支援を継続すること。

また、コロナ禍で中小企業向けに実施された「ゼロゼロ融資」の返済対策、経営改善や事業の再構築に向けた支援を強化すること。

3. 中小企業等の持続的な経営に向け、IoT技術の導入、設備投資、販路開拓等による生産性向上に向けた取り組みや、消費者ニーズ・社会情勢に対応した新分野展開や業態転換、海外展開等への支援を一層強化すること。

4. 中小企業等の資金需要への機動的な対応を図るため、信用保証や融資制度等による支援を拡充・強化するとともに、申請時の手続きの簡素化を図ること。

また、近年の情勢により債務が増大している中小企業、小規模事業者に対する資金繰り支援や返済猶予、債務減免等を含めた強力な支援策を講じること。

5. 中小企業等の生産性向上や適正な価格転嫁の定着化、大企業と中小企業間における取引の適正化に向けた対策を強化すること。

また、事業継続や賃金上昇に対応するために必要な助成金等の創設を図ること。

6. 低迷した観光入込客の回復を図るため、観光業に対する支援策を講じること。
7. 地方に対する交付金については、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済状況等も踏まえ、必要な財源措置を講じるとともに、適正な事業期間で効果的な施策を展開するための繰越要件の緩和、基金積立要件の弾力化、対象事業の拡大など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。
8. 公共事業の補助単価や地方債における庁舎・公立病院の建築単価に関する地方財政措置等については、物価高に対応できるよう、実態に即した機動的な見直し等を継続的に行うこと。

15 農業・農村対策の推進について

農業・農村は、我が国の食料の安定供給に大きく寄与するとともに、基幹的産業として地域経済の活性化に重要な役割を果たしているほか、国土・環境の保全等の多面的・公益的機能を有している。

については、我が国が持続発展していくための最大の社会資本整備が農業・農村の確立にあることを踏まえ、次の事項について強く要望する。

1. 農業・農村政策の一体的な推進

- (1) 新たな食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の見直しにあたっては、「産業政策」と「地域政策」が「車の両輪」であることを堅持するとともに、「地域政策の総合化」を着実に推進すること。
- (2) 国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源のあり方について大きな方向性に関する協議を行うため、農政に関する国と自治体との協議の場を設けること。
- (3) 新規事業や制度改正の際には、早期の情報提供、事前協議を行うとともに、農業者や自治体への周知期間を十分に設定すること。
また、農林水産省共有申請サービス（eMAFF）を活用した事業の申請等については、農業者や自治体への説明・周知を徹底するとともに、さらなる負担軽減を図ること。
- (4) 各地域にとって最適な政策が実施できるよう、現行の国庫補助制度を移行し、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設するとともに、地域の取組を状況に応じてサポートする「地域農業マネージャー（仮称）」を柔軟に配置できるよう、人材面での制度設計を検討すること。

2. 食料安全保障の確立

- (1) 食料安全保障の観点から、国際情勢の変化等に長期的に対応できるよう農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化に向け、将来を見据えた万全の対策を講じること。
また、食料自給率の目標達成に向け、国民に安全・安心な農産物を安定して供給できる体制を整備するとともに、食料自給力の維持・向上を図ること。

(2) 消費者の食に対する関心が高まっていることから、国産農産物の合理的な価格の形成について国民理解を深めるため、生産者と消費者の信頼関係の構築に向けた取組の拡充等、生産者の顔が見える地域の生産活動への支援強化や国民への啓発活動を推進し、国民的コンセンサスを形成すること。

また、国産・輸入食品に対する検査・検疫体制を強化するとともに、食の安全・安心を確立し、消費者の期待と信頼の確保に向けた取組を強化すること。

(3) 県産農産物の消費拡大及び食育の推進にあたっては、地産地消の推進、学校給食における米飯給食の目標回数の引き上げや農林水産業と教育機関の連携強化等、効果的な方策を講じること。

3. 農業の持続的な発展

(1) 燃油や資材価格、飼料・肥料の急激な高騰により、農業者の収益が低下していることから、補填対策など生産者支援制度の拡充を行うとともに、適正な価格転嫁が行われるよう、万全の対策を講じること。

また、省力・省エネ機械の開発普及を推進するとともに、農地利用効率化等支援交付金など、農家が機械・施設を導入する際の支援を拡充し、生産コストの低減、収益力の向上を図ること。

さらに、農家の所得向上のための有効な対策を講じること。

(2) 地域農業の担い手の育成・確保にあたっては、多様な就農・経営形態や地域の実態に応じた対策を拡充し、継続的に支援すること。

また、新規就農者育成総合対策については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、所要額を十分確保するとともに、交付要件の緩和及び交付額の拡充を行うこと。

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業については、中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、地域農業の実情を踏まえ、採択要件の緩和を図ること。

(4) 米政策の推進について

① 米政策の推進にあたっては、需要に応じた生産を着実に実施するため、生産者に対し、きめ細かな情報提供を行うこと。

また、経営所得安定対策を継続して推進していくためにも、地域農業再生協議会への財政支援の拡充を行うこと。

② 水田活用の直接支払交付金については、生産現場の課題等を把握し十分に検証したうえで、就農意欲低下や耕作放棄地の増加につながることはないよう、実態に即した運用を図り、所要額を確保するとともに、情報の周知と丁寧な説明を徹底すること。

また、畑地化促進助成については、畑地化転換後においても、安定的な経営ができるよう、支援の拡充を行うこと。

③ 飼料用米については、多収品種に対する補助へと移行されることとなるが、飼料用米の価格が一般米と比較し大きく低下する価格とならないよう、交付金制度の充実を図ること。

また、一般品種による飼料用米に対しても、引き続き、生産調整の取組として補助対象とすること。

④ 経営安定に向け、米価下落対策の充実を図るとともに、収入保険制度については、一人でも多くの農業者が加入し、制度を有効活用できるよう、適切な措置を講じること。

(5) 農業経営基盤の強化について

① 地域計画の実現に向け、現場の状況に応じた施設整備や人材育成に係る事業を総合的に支援すること。

② 農地の集積、集約を担う農地中間管理機構からの業務委託については、町村の実質負担の発生や町村の業務が過大とならないよう財政支援措置を講じること。また、機構集積協力金については、地域の取組に支障をきたさないよう、所要額を確保すること。

(6) 農業農村整備の充実・強化

① 農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保するとともに、同事業の負担金償還に係る農家や地元町村の負担軽減措置を図ること。

また、農業用水利施設等の整備・改修や維持管理に係る経費について財政的支援を拡充するとともに、中長期的な保全管理及び土地改良区の運営基盤強化を図ること。

② 農業用ため池や農道における橋梁、トンネル等については、老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図ること。

また、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき実施する事業については、財政措置の拡充を図ること。

③ 所有者不明で適正な管理が困難な特定農業用ため池の施設管理権を取得した町村が適切にため池の操作、維持、修繕その他の管理が行えるよう、必要となる経費や専門的人材の確保等について十分な支援を行うこと。

④ 中山間地域における農業の発展・農村の振興に向け、小規模な面積でも排水不良田の改良を行うことができるよう、農業農村整備関係事業の面積や作物等の要件を緩和すること。

(7) 近年頻発する自然災害により、被災地では生産者の意欲減退や離農が懸念され、産地維持の危機に瀕していることから、復旧・復興への万全な支援を講じるとともに、災害に強い農業基盤の整備を図ること。

(8) 畜産・酪農対策の推進

- ① 担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策の充実・強化を図ること。

また、畜産・酪農の体質強化を図るため、畜産クラスター関連事業への支援を継続・拡充すること。

- ② 関係機関が一丸となり、生乳の安定的な生産と、輸出拡大も含めた牛乳製品需要・消費拡大の実現に向けた対策の充実強化、酪農経営を維持するため、合理的な費用が考慮される価格形成の仕組み構築及び消費者への理解醸成を図ること。

- ③ 配合飼料の価格安定を図るとともに、飼料用米等国産飼料穀物の生産・利用の拡大を含めた国産飼料生産基盤の確立を図り、畜産経営者のコスト負担を軽減すること。

また、自家配合飼料に加え粗飼料についても価格安定を図るとともに、補填対策の制度化を実現すること。

- ④ 高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱については、関係省庁による緊密な連携・協力のもと、国の責任において感染経路や発生原因の究明等、総合的な感染防止対策の強化及び財政措置の拡充を図るとともに、国が積極的に現場を支援する仕組みを構築すること。

また、防疫作業に係る関連経費については、補助対象経費の拡充等、財政措置の充実を図ること。

- ⑤ 海外で感染が拡大しているアフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、検疫体制や消毒措置等の水際対策の徹底等を目指すとともに、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病についても、再発防止のための万全の対策を講じること。

- (9) 地域の農林漁業者が主体的に参画し、第一次産業を起点とした地域内からの6次産業化を推進するための支援策を講じること。

- (10) 拡大する海外市場を視野に入れ、輸出の障壁となっている諸外国の検疫や残留農薬等の基準について調和を図るための協議を推進するとともに、国内においても、輸出先国の品目ごとの規制に対応した産地の育成及び官民での組織づくりの強化を図ること。

- (11) 環境にやさしい農業の推進にあたっては、「みどりの食料システム戦略」が掲げる有機農業等の目標を実現するため、国はもとより地方の試験研究機関や民間企業とも連携し、農家が一般的に使える雑草・病虫害防除の技術開発を行うとともに、必要な予算を十分に確保すること。

- (12) スマート農業の推進にあたっては、生産現場における省力化や軽労化・生産性の向上等を早期に実現するため、スピード感をもって取り組むとともに、生産現場への導入・普及等の取り組みに対し、十分な支援措置を講じること。

特に、導入の際には、農業基盤としての超高速ブロードバンド環境の整備及び維持・修繕に対する支援制度を創設すること。

4. 国際農業交渉に関する適切な対応

- (1) CPTPP、日EU・EPA及び日米貿易協定等に関しては、国内農業への影響を十分精査し、丁寧な情報提供を行うとともに、影響を受ける農産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産基盤の強化と経営安定に向けた支援を着実に実施すること。

特に、影響が大きいとされる畜産関係に関し、生産コストの削減、品質向上の目標達成に向けた方法などを国がしっかりと示すこと。

また、経営安定対策事業（マルキン）について、しっかりと予算の確保を図ること。

- (2) WTO農業交渉については、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開すること。

また、今後のEPA・FTA交渉については、国内農業・農村の振興を損なわないよう取り組むこと。

5. 農村の振興

- (1) 農山村の豊かな地域資源を最大限活用するとともに農業関連産業の導入等を通じ、地域内経済循環を構築し、農山村全体の雇用の確保と所得の向上を図る地域資源活用価値創出推進事業等の施策を充実させること。

- (2) 農山村における集落機能の維持及び活性化のため、農村型地域運営組織（農村RMO）の育成及び地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援の拡充を行うこと。

- (3) 農山漁村と都市との共生・対流の推進とコミュニティの再生

- ① 農山漁村地域の活性化にあたっては、都市と農山漁村の共生・対流の推進に向け、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生、学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に対する総合的な対策の拡充を図ること。

また、「青少年自然体験活動等の推進に関する法律案」を早期に制定すること。

- ② 移住や定住のみならず農山漁村地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進すること。
また、女性や若者などが活躍できる農村環境の整備を支援するとともに、障がい者の社会参画を実現する「農福連携」を推進すること。
- ③ インバウンド需要を農山漁村に呼び込み、所得の向上、雇用の増大及び地域の活性化を図るため、「農泊」の取組への支援を継続・拡充すること。
また、関係者相互の情報共有やネットワークづくりに対する支援を講じること。
- (4) 日本型直接支払制度について、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。
- (5) 中山間地域等直接支払制度については、水田から畑への用途変更後も、継続的に農業生産活動を維持するため、畑の交付単価を田と同程度まで引き上げること。
- (6) 中山間地域は、農業の発展やコミュニティの維持、多面的機能の発揮等、農村の振興において重要な役割を果たしていることから、中山間地農業ルネッサンス事業の継続・拡充を図ること。

6. 鳥獣被害対策の拡充

- (1) シカ、イノシシ、サル、クマ、アライグマ等の野生鳥獣による被害は広域化・深刻化し、営農等に多大な支障が生じているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁の連携のもと、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。
- (2) 緊急的な捕獲活動及び侵入防止柵の整備等対策の拡充を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金の拡充など必要な財源を確保すること。
また、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、持続的に捕獲活動を行うため、幼獣における捕獲活動経費の上限単価を、成獣と同程度まで引き上げること。
- (3) 鳥獣被害の最前線にある町村が、専門的な知識を有する専門職員を配置できるよう、人件費等に対する支援を講じること。
- (4) 狩猟者の負担軽減を図るため、狩猟免許更新費用の支援など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ること。

16 森林・林業対策の推進について

森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では、過疎化・高齢化が進行するなど、町村は厳しい状況におかれている。

については、次の事項について強く要望する。

1. 「森林・林業基本計画」の着実な推進

基本計画の対応方向で示された①森林資源の適正な管理・利用、②「新しい林業」に向けた取組の展開、③新たな山村価値の創造、④木材産業競争力の強化を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。

2. 森林整備の推進と森林管理対策の充実強化

- (1) 間伐や路網整備、再造林等による森林整備の着実な推進と荒廃山地の復旧・予防等、総合的な治山対策を図るため、林野公共事業については、重点的に予算を確保するとともに、近年頻発する山地災害には復旧・復興を含めた万全の対策を講じること。
- (2) 森林経営管理制度の円滑な運用により森林整備が推進されるよう、研修制度など地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び都道府県による支援の強化を図ること。
- (3) 林道の整備については、特に橋梁、トンネル等の老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図ること。
- (4) 林業経営の効率化・安定化を図るスマート林業については、低廉な機器の開発・普及、ICTの活用を推進し、一層活用しやすい環境を整備すること。
- (5) 里山等の荒廃竹林に対し、侵入竹の駆除や竹材用途の開発等の対策を強化すること。
- (6) 深刻化・広域化するシカ等の野生鳥獣被害については、森林被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

- (7) 松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。
- (8) 外国資本等による森林買収に対し、貴重な森林資源や水資源を守るため、有効な対策を検討すること。

3. 国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大

- (1) CLT等の普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の推進及び木質バイオマスのエネルギー利用に関する支援を強化するため、「林業・木材産業循環成長対策」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立すること。
- (2) 国産木材の利活用が推進されるよう、実態を踏まえた林業・木材産業循環成長対策交付金の補助要件の緩和や木造建築における減価償却資産の法定耐用年数の延長等を行うとともに、都市部における木材利用等、一層の需要喚起と拡大を図ること。
- (3) 脱炭素社会の実現や地域経済の活性化に貢献する中高層建築物等一般建築物の木造化を推進し、建築用木材の安定供給に資する技術の普及、開発及び人材の育成を図ること。

4. 担い手の育成と経営改善

- (1) 人口減少や高齢化等に伴う担い手不足や新規就業者の定着率の低下を踏まえ、林業従事者が安定して働くことができるよう支援を講じること。
- (2) 「緑の雇用」関連事業における期間の延長や助成単価の引き上げ等の拡充を図り、林業就業者に対する支援措置を強化すること。
また、林業施業プランナーやフォレスター等の人材の育成を強化し、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力で推進すること。
- (3) 新たに林業・木材産業が追加された特定技能制度については、人材確保につながるよう、円滑な運用に努めること。

5. 山村地域の振興

- (1) 令和7年3月末で期限を迎える山村振興法については、近年の山村地域における変化等を踏まえ、内容を拡充し、延長を図ること。

- (2) 未利用木材等の地域資源を活用した地域内発的な産業を振興することにより、地域内経済循環を構築し、山村地域の雇用の創出と所得の向上を図る施策を講じること。
- (3) 森林空間を活用し、健康、観光等の多様な分野で、新たな雇用と収入機会を確保する「森林サービス産業」を創出・推進するための財政支援を拡充すること。
- (4) 森林・林業を支える山村が多面的な機能を発揮するための活動や、山村への移住や定住、関係人口の創出を通じた活性化のための活動に対する財政支援措置を拡充すること。
また、里山林の整備や活用に取り組む「山村活かし隊」の確保・育成、「半林半X」の活動に対する支援を強化すること。

6. 森林環境譲与税のさらなる見直し

森林環境譲与税については、森林の有する多面的機能が持続的かつ効率的に発揮されるよう、対象となる森林を見直すとともに、森林に対する配分割合のさらなる拡充を図ること。

7. 国際交渉に関する適切な対応

CPTPP、日EU・EPA及び日米貿易協定等に関しては、丁寧な情報提供を行うとともに、合板・SPF製材・構造用集成材などの林産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。

17 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の財源確保等について

社会資本整備総合交付金等は、安全安心な社会生活を確保するうえで道路・河川・砂防・下水道・街路等社会資本の整備と維持管理に不可欠な交付金制度である。

また、近年、集中豪雨や自然災害が頻発しており、災害に伴う自治体の財政負担の増加が危惧されていることから、老朽化の進む公共施設の長寿命化を図り、安全で災害に強いまちづくりに向けたインフラ整備とソフト面の対策が重要となる。

については、住民の安全・安心な暮らしの確保を図るため、次の事項について強く要望する。

1. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、更新を含めた建設、改築が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。

また、重点配分の決定に際しては、町村の意見を十分反映すること。

2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の一部を財源とする個別補助制度については、交付金とは別枠で財源を確保するとともに、町村が社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を活用して実施する事業に影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

18 道路整備について

道路は、地域住民の快適な日常生活や生命・財産等の安全の確保、様々な経済活動の活性化や地域振興の促進に欠かすことの出来ない最も基礎的な社会資本であり、高速自動車道路を含む道路の整備を緊急かつ計画的に推進することが必要である。

特に、当県は、大都市圏に比べ公共交通網が発達しておらず、とりわけ自動車交通への依存度が高い状況にあるが、道路整備は遅れており、救急医療や消防活動、さらには通勤・通学等住民生活にも支障をきたしている状況にあることから、道路網の整備により早期にネットワーク化を進めることが喫緊の課題となっている。

については、積雪の多い地域の現状や地方の道路整備状況等を勘案し、地方が真に必要とする道路整備が着実に進められるよう、次の事項について強く要望する。

1. 道路整備における「事業の必要性」・「費用対効果」の評価・判断にあたっては、地域の意見を十分踏まえ、救急医療アクセスなど地域の実情を反映すること。
2. 長期安定的に道路整備及び管理を推進できるよう、新たな財源を創設すること。
3. 安全で安心できる地域づくりのため、防災・減災に資する道路整備を推進すること。特に、災害時の代替ルート確保や住民の利便性の向上、地方創生等の推進のため、高規格幹線道路等の整備を促進することにより、道路ネットワークの機能強化を図ること。
4. 地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障をきたすような狭小道路の拡幅整備や生活道路網の新設整備、安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等を含めた道路の維持、修繕及び改良を行えるよう必要額を確保すること。

5. 当県はその多くが積雪寒冷地域等という地理的・気象的条件にあり、除排雪の充実が住民生活を支えるうえで非常に大きな課題となっている。

しかしながら、町村の財政状況は依然として非常に厳しい状況にあることから、市町村道の除排雪に係る必要額の安定的な確保や、年度途中での機動的な除排雪ができる補助制度の充実を図ること。

6. 当県はその多くが積雪寒冷地域等という特殊事情を踏まえ、降雪状況に応じ、道路の除排雪及び防雪対策等が講じられるよう、必要な予算を確保すること。

7. 道路やこれらに係る橋りょう、トンネル等の老朽化が進んでいる社会インフラについて、自治体の定めたメンテナンスサイクルなどに基づき、長寿命化対策等が確実に実施できるよう、維持管理・更新に係る安定的な予算を確保するとともに、人材育成（技術者の派遣等）や戦略的な技術開発など技術的支援を推進すること。

19 高速自動車国道等の整備促進について

1. 常磐自動車道の早期全線4車線化

常磐自動車道の早期全線4車線化に向け、「広野IC～山元IC間」のうち事業化された区間の早期着工・完成及び残る区間の早期事業化が図られるよう強く要望する。

2. 磐越自動車道の早期全線4車線化

磐越自動車道の早期全線4車線化に向け、4車線化優先整備区間に選定された「会津若松IC～安田IC間」のうち事業化された区間の早期着工・完成及び残る区間の早期事業化が図られるよう強く要望する。

3. 東北中央自動車道アクセス道路の整備促進

東北中央自動車道アクセス道路の整備促進に向け、福島・相馬両方面からの乗り降り可能なインターチェンジの整備及び主要地方道原町川俣線から直接東北中道自動車道ICにアクセスできる道路の整備を図られるよう強く要望する。

20 地域高規格道路の整備促進について

1. 「会津縦貫南道路」の整備促進

当県道路網の南北軸の一つである会津軸は、会津縦貫北道路と会津縦貫南道路で形成され、米沢～会津～日光を結び国際的な広域観光の一翼を担う軸として構成されている。

については、南会津地方の産業振興、経済の活性化、高度救急医療体制や災害時における緊急輸送、物流機能の強化を図るとともに、地域間格差を解消し、地域住民の安全・安心な生活を確保するため、次の事項について強く要望する。

- (1) 下郷田島バイパス（第5工区）及び国直轄権限代行事業の湯野上バイパス（第4工区）の整備促進並びに未着手区間の早期事業化を図ること。
- (2) 令和元年度に国直轄権限代行事業として新規事業化された「日光川治防災」の整備促進並びに栃木西部・会津南道路の残る区間についても早期に事業化し、会津縦貫道と一体的に整備促進を図ること。

2. (仮称) 水戸・郡山広域都市圏連絡道路の整備

国及び県の新広域道路交通計画に構想路線として位置付けられた(仮称)水戸・郡山広域都市圏連絡道路は、首都圏と東白川地方をはじめ、県内各地における人流・物流の円滑化や観光、地域間交流による地域経済の活性化に寄与し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するなど、地方創生を支える重要な社会基盤となるものである。

また、救急搬送時間の短縮等広域救急医療を支えるほか、大規模災害時の救援、復旧活動においても緊急輸送道路として活用されるなど、国土強靱化の一翼を担うものであり、東日本大震災と原子力災害からの復興・再生や人口減少対策、さらには、ウイズコロナからアフターコロナ等の対策など、昨今の地域課題を解決するうえで大変重要な路線として早期整備が望まれていることから、次の事項について強く要望する。

- (1) (仮称) 水戸・郡山広域都市圏連絡道路を広域道路ネットワーク計画において早期に高規格道路として指定を行うこと。
- (2) 計画調査をはじめ早期整備着手に向けた予算の確保を図ること。

3. (仮称) あぶくま横断道路の整備

双葉地方と中通りを結ぶ高速道路体系が整備されていないため、東日本大震災並びに原発事故発生時、狭隘な国道等が大渋滞し、速やかな避難に重大な支障をきたした。

このような状況において、「(仮称) あぶくま横断道路」が福島県新広域道路計画の構想路線に位置付けられたところであり、今後の復興に際し福島イノベーション・コースト構想の推進や福島国際研究教育機構（F-R E I）の取組の進展等、産業集積拠点間のネットワーク及び物流の安定確保をはじめ、県内各地域との広域連携の促進及び双葉地方の持続的発展に寄与し、緊急時の命を守る道（避難、救命救急、防災、災害復旧）の確保、浜通りと中通りを連絡する重要な物流路線として、安全で信頼性の高い「(仮称) あぶくま横断道路」を新たな高規格道路として早期に計画を進め整備が図られるよう強く要望する。

21 一般国道の整備促進について

次の一般国道について、早急なる改良等整備促進が図られるよう強く要望する。

1. 一般国道4号の整備促進

一般国道4号は、東北地方の交通の大動脈であるが、沿線地域の発展等に伴い、慢性的な交通渋滞に陥っていることから、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 国見町石母田地区から宮城県境間の付加車線事業促進
- 国見町上野台運動公園入口交差点への信号機の早期設置
- 矢吹鏡石道路の4車線化事業の早期着工
- 未整備区間（矢吹町～西郷村間）の4車線化

2. 一般国道113号の整備促進

一般国道113号は、常磐自動車道新地ICへのアクセス道の位置付けがあり、また、新潟及び山形宮城両県と相馬地方を結ぶ重要路線であるが、特に重要港湾相馬港や相馬中核工業団地への物流や観光交流面においても大変重要な役割を果たしていることから、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 相馬港～新地IC間の4車線化
- 新地IC～宮城県境間のゆずりあい車線又は登坂車線の整備

3. 一般国道118号の整備促進

一般国道118号は、会津地方と県中地方や福島空港を最短距離で結び、地域産業進展のために欠かせない道路であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 八十内地内～鳳坂トンネル間の改良整備促進
- 岩瀬湯本温泉集落～下郷町境界間の改良整備促進

4. 一般国道252号の整備促進

一般国道252号は、会津と日本海を結ぶ重要な路線で、特に奥会津と会津若松市との間は、両沼地方にとって唯一の生活道路でもあり、地域開発・産業経済の発展に大きな役割を果たしている幹線道路であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 只見町叶津地内の改良整備促進
- 三島町高清水～金山町下大牧間の早期着工

5. 一般国道289号の整備促進

一般国道289号は、県南地方と会津地方との交通時間の短縮を図る等、広域的な経済文化の交流及び両地域の振興のために重要な路線であるので、一般国道289号の早期全線開通に向け、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 「八十里越」区間の通行不能区間、未改良区間を早期に解消し、令和8年秋～令和9年夏に予定されている一部現道を活用した暫定開通の確実な実施
- 只見町小林地内の改良整備促進
- 只見町長浜桃木沢～杉沢区間のバイパス化
- 只見町只見～入叶津区間のトンネル化
- 西郷～白河～棚倉間の改良整備促進

6. 一般国道294号の整備促進

一般国道294号は、茨城県取手市の一般国道6号から福島県会津若松市の一般国道49号までの総延長212.3kmの広域基幹道路であり、関東と東北を結ぶ極めて重要な道路であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 天栄村沢邸地内の整備促進
- 「道の駅季の里天栄」右折レーンの整備

7. 一般国道399号の整備促進

一般国道399号は、いわき市を起点に県内6市町村を経て山形県南陽市に至る阿武隈山系を南北に縦断する路線であり、令和5年5月1日に、避難指示区域が解除となった、長泥地区住民の帰還に向けても重要な路線であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 未整備区間（飯舘村）の改良整備促進

8. 一般国道400号の整備促進

一般国道400号は、茨城県水戸市を起点とし、会津西部の一般国道49号へつながる路線であり、地域開発と産業経済の発展に大きな役割を持つ欠くことのできない重要な道路であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 田島バイパス3工区の早期着工、舟鼻・小栗山工区の道路拡幅工事の早期完成

9. 一般国道401号の整備促進

一般国道401号は、一般国道121号と一般国道252号の中間にあつて、会津若松市と奥会津の中部地方、さらには群馬県とを最短距離で結ぶ、地域の振興と発展に欠かせない路線であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 新鳥居峠の屈曲狭隘区間の整備並びに通年通行に向けたトンネル化事業の早期着工
- 昭和村大芦地内のバイパス化工事の早期完成
- 会津美里町権現宮地区の踏切改良整備及び道路拡幅整備の早期着工
- 国道と町道が変則的に交差する会津美里町永井野地区の道路拡幅整備及び交差点の改良整備

10. 一般国道459号の整備促進

一般国道459号は、新潟県新潟市中央区から福島県双葉郡浪江町に至る道路であり、日本海沿岸部と太平洋沿岸部を結ぶ重要な道路であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 猪苗代町～西会津町間の拡幅改良等整備促進及び歩道整備

11. 国道の除草

道路の中央分離帯や植栽帯、歩道部、路肩部及び法面の雑草が繁茂すると、交通標識等の視認性が阻害されることに加え、交差道路や沿道から道路へ出る場合の安全確認に対して著しい障害となり、交通安全上の大きな問題となっている。また、歩道部においては、通学児童生徒などの歩行者の通行の支障にもなっている。

積雪や大雨時においては、道路法面または沿道に繁茂する竹木などが、積雪等で垂れ下がり、建築限界内に入る現象が多発しており、災害時の交通障害の原因となっている。

ついては、道路管理、交通の安全性を損なうことのないよう、適切な除草作業や沿道の竹木の処理を行うよう強く要望する。

22 伊達崎橋及び伊達橋の早期復旧について

令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被災した伊達崎橋及び伊達橋は、住民生活や経済活動に重要な役割を果たしていることから、地域生活拠点を結ぶ重要性を踏まえ、早期復旧を図られるよう強く要望する。

また、伊達崎橋の修繕にあたっては、工事期間中の交通の確保を図るとともに、接続する「主要地方浪江国見線道路整備事業計画」にあわせた歩道計画について配慮すること。

23 河川改修事業の整備促進について

令和元年東日本台風の記録的な大雨で河川の氾濫等による大規模な浸水により尊い人命が失われ、農地等が甚大な被害を受けた。異常気象による降雨の局地化や集中化の影響により、洪水や浸水の被害は毎年のように発生し、住民の生活に大きな影響を与えている。

については、住民の生命や財産を守るため、次の事項について強く要望する。

1. 二級河川砂子田川

河口から新地町役場までの河川改修により、河川幅が拡張され、洪水警報発令時でも水位高さに余裕ができ、順調に流下し安心に繋がっている。

しかしながら、新地町役場北側から上流については、河川幅が狭いため大雨時には堤防高さ近くまで水位が上昇しやすく、河川沿いの住民から不安の声が上がっている。近年の温暖化による気象状況の変化により、これまでなかった避難指示も発令されるようになった。

特に、普通河川谷地田川との合流地点においては、砂子田川の水位上昇により谷地田川の水が流下せず、バックウォーター現象が発生し、大きな被害が発生している。

については、地域の安心安全の確保のため、新地町役場北側から普通河川谷地田川との合流地点までの約600mの早急な河川改修を図られるよう強く要望する。

2. 二級河川立田川

二級河川立田川は、河川沿いに住宅が並び保育所もあり、多くの住民が生活しているが、河川幅が狭小で、大雨時には水位が上昇し、溢水等による被害の恐れがある。

については、地域の安心安全の確保のため、一般県道相馬新地線から西へ約600mの早急な河川改修を図られるよう強く要望する。

3. 二級河川新田川水系比叢川

洪水発生を防ぎ、安心安全な生活を確保するため、飯舘村管内の河川改修を図られるよう強く要望する。

4. 二級河川新田川水系新田川

洪水発生を防ぎ、安心安全な生活を確保するため、飯舘村管内の河川改修事業及び河川の除草、河道掘削、堤防天端舗装事業についても併せて計画的に進めるよう強く要望する。

5. 河川の適切な維持管理

土砂の堆積、草木の繁茂は、大雨時の河川水位上昇原因の一つになっている。特に川底は草の根が年ごとに大きくなっており、加えて河川内の樹木も数多く見受けられ、災害発生危険が懸念されている。

最近では、計画高水位を超える回数も増え、東日本台風時だけでなく、決壊や内水氾濫が発生しており、河川沿線住民からも不安の声が多く上がっている。

については、河川パトロールを強化し、堆砂等があれば速やかに除去するなど災害発生防止に対する適切な維持管理を強く要望する。

24 教育施策等の推進について

子どもたちが豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

については、次の事項について強く要望する。

1. 義務教育の充実改善

(1) 地域の実情に応じ、地方が必要とする教職定数を長期的視点から安定的に確保すること。

また、教職員配置や学校運営のあり方等、義務教育制度の検討にあたっては、町村の意見を十分に反映すること。

(2) 少人数学級を計画的に進めていくにあたっては、少人数指導、専科指導、生徒指導などを担う加配教員を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。

(3) 小規模校が多い中山間地域等の学校においては、複式学級の解消も含めた教職員定数の改善を図ること。

2. G I G Aスクール構想の推進

(1) I C Tを効果的に活用した教育が推進できるよう、I C T環境整備の費用に係る財政措置を継続・拡充すること。

(2) G I G Aスクール構想で整備された一人一台端末等の更新に係る費用については、国の責任において必要な財政措置を講じること。

(3) I C T機器の保守管理や通信費等のランニングコスト及び学習用ソフトウェア等の導入費用について、財政支援を講じること。

(4) I C T支援員の配置水準を引き上げるとともに、財政措置を継続・拡充すること。

また、I C T教育による学びの格差が生じることのないよう、G I G Aスクール構想支援体制整備事業等については、着実に実施すること。

- (5) G I G Aスクール構想の推進にあたり、地域間・学校間の格差が生じることのないよう、教師の指導力向上の支援や効果的な実践例の全国展開等を推進する「G I G Aスクール構想の加速化事業」を着実に実施すること。
- (6) デジタル教科書導入の検討にあたっては、児童生徒の心身の発達への影響や教職員の指導力の格差など生じることのないよう、町村の意見を十分に反映するとともに、無償給付の対象にすること。
また、導入する町村については、財政負担が生じることがないように、国の責任において財政措置を講じること。
- (7) 「授業目的公衆送信補償金制度」については、町村に財政負担が生じないように、継続的な財政措置を講じること。

3. 質の高い教師の確保のための環境整備

- (1) 質の高い教師の確保のための環境整備については、教師の働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進すること。
なお、長時間労働の解消をはじめとした教師の働き方改革については、地方の教師不足による教育の質の低下につながることをないように、慎重に取り組むこと。
- (2) 教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの配置を促進するとともに、校務支援システム等に係る十分な財政支援を講じること。
- (3) 質の高い人材を教師として確保するため、教師の処遇改善を図るとともに、見直しにあたっては、必要な財源のあり方を適切に検討したうえで、所要の財政措置を講じること。

4. 学校部活動

- (1) 中学校における部活動については、専門性や資質を有する教員を含め指導者の人材確保や部活動に必要な施設整備が図られるよう、財政支援措置を講じるとともに、指導者等の育成を推進すること。
- (2) 専門性や資質を有する指導者の人材確保や受け皿となるスポーツ・文化芸術組織及び施設の整備が図られるよう、必要な財政措置を講じるとともに、指導者等の育成を推進すること。
- (3) 地域のスポーツ団体等に生徒が参加する際は、会費や保険など新たに生じる保護者等の費用負担が課題になることから、国の責任において必要な財政措置を講じること。

- (4) 休日の部活動指導手当については、部活動の指導に携わる教員の熱意に応えるため、大幅に増額するなど算定基準の見直しを行うこと。
- (5) 学校部活動のあり方等の検討にあたっては、指導者確保が困難など各地域の事情や課題等について、実証事業を通じて十分に検証を行うとともに、現場の意見等を十分踏まえ、どの地域においても部活動が円滑に実施できるよう、生徒の立場に立った制度設計を行うこと。